

保険・年金

**国民年金保険料額
前納割引額**

納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されますので、金融機関・コンビニで納付してください。

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引があります。また、口座振替で前納すると、現金納付より割引額が多くなります。毎月納付の口座振替割引は、早割(当月分を当月末日振替)に限りません。翌月末日の振替に割引はありません。口座振替のお申込みは、金融機関・年金事務所までお願いします。

| | 現金納付 | 口座振替 |
|---------------|---------------------|-----------------------|
| 毎月納付 | 16,610円×12回(なし) | 16,560円×12回(50円×12回) |
| 6カ月前納 | 98,850円×2回(810円×2回) | 98,530円×2回(1,130円×2回) |
| 1年前納 | 195,780円(3,540円) | 195,140円(4,180円) |
| 2年前納(令和3・4年度) | 383,810円(14,590円) | 382,550円(15,850円) |

()内は割引額

2 ☎ **問合せ先** 貝塚年金事務所 072-433-112

国民健康保険 人間ドック 脳ドックの補助

受診前に申請すると、人間ドック(26,000円以内)・脳ドック(28,000円以内)の補助が受けられます(年度内各1回限り)。人間ドックの補助を受けるかたは、特定健康診査は受けられません。

対象 満30歳以上で、市の国民健康保険に継続して1年以上加入され、前年度までの保険料を完納している世帯のかた

| | |
|---------------|---|
| 人間ドック 脳ドック | 市立貝塚病院・河崎病院・ベルクリニック・多根クリニック・鳳総合健診センター・葛城病院・大阪市立大学医学部附属病院MedCity21・中之島クリニック・大阪警察病院付属人間ドッククリニック |
| 人間ドックのみ | 青山病院・大野クリニック・アムスニューオータニクリニック・聖授会総合健診センター・聖授会OCAT予防医療センター・りんくうタウンクリニック・新泉南病院・府中クリニック・岸和田徳洲会病院・帝国ホテルクリニック・心斎橋クリニック・アクティ健診センター |
| 脳ドックのみ | 白井病院・森内脳神経クリニック・富永病院 |

申請・問合せ先 国保年金課 ☎072-433-7036

退職(失業)による 国民年金保険料の 特例免除

20歳以上60歳未満のかたが会社を退職(失業)したときは、国民年金の加入届を提出し、保険料を納めず。しかし、退職(失業)により保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除する特例制度があります。

この制度は、退職日の翌日の属する月の前月から翌々年の6月分までが対象です。ただし、配偶者や世帯主に一定額以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります。免除を希望されるかたは、申請してください。

持物 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの(納付書など)・退職(失業)したことを確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票など)
申請・問合せ先 国保年金課 ☎072-433-7274

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の対象期間を延長

市の国民健康保険被保険者(給与などの支払いを受けているかたに限る)が新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかつた期間の給与などの支払いをうけられない場合は、減額された場合は傷病手当金を支給します。

詳しくは、お問合せください。
対象期間 令和2年1月1日～令和3年3月31日に加

え、4月1日～6月30日の間で、労務に服することができなかつた期間も対象とができなかつた日から起算して3日を経過した日より、就労を予定していた日数分

申請方法 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(世帯主・被保険者・事業主・医療機関用すべて)、振込口座がわかる通帳などの写しを郵送または窓口へ(捺印は朱肉を使用するもので)

※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロード可。
申請締切 労務に服することができなくなつた日の翌日から起算して2年
申請・問合せ先 国保年金課 ☎072-433-7273

介護保険料

◆65歳以上の介護保険料 保険料の年額が確定するまでは、令和元年中の所得金額などをもとに暫定計算した保険料を納めてください。令和2年中の所得金額などをと、本年度保険料を7月に確定計算します。

◆口座振替や納付書での支払(普通徴収) 4月中旬に通知する介護保険料仮徴収額通知書に基づき納めてください。

◆年金からの徴収(特別徴収) 2月に保険料を年金から徴収されたかたは、原則として同じ金額を4・6・8月の年金から仮徴収します。このため、金額をお知らせする通知書は送付しません。ただし、保険料の見直しなどにより、6月または8月分からの保険料額が変更

となるかたには、通知書を送付します。
◆昨年度中に65歳になつたかたや転入したかた 年額18万円以上の年金を受給されているかたは原則、年金からの徴収になります。開始時期はそれぞれ異なりますので、対象のかたには通知書を送付します。

問合せ先 高齢介護課 ☎072-433-7042

後期高齢者医療保険料

令和3年度の保険料額などは、7月に送付する案内書をご覧ください。
◆口座振替や納付書での支払(普通徴収) 4・6月は支払いがありません。7月に決定する保険料を9期(7月～翌年3月)で納めてください。

◆年金からの徴収(特別徴収) 4・6・8月の年金からは、2月に徴収した金額と同額を仮徴収します。また、7月に決定する保険料額と仮徴収金額との差額は、10・12・2月の年金から徴収します。

申請・問合せ先 市高齢介護課 ☎072-433-7042、府後期高齢者医療広域連合 ☎06-4790-2031

後期高齢者医療 健康診査・人間ドック

◆健康診査(無料) 受診券を4月下旬～5月上旬に送付します。年度途中に75歳になるかたには誕生日の翌月に送付します。年度内に、指定医療機関で健康診査(1回)を受けることができます。

募集 広報紙の広告

◆広報紙の広告
発行：月1回(5日発行)
部数：32,000部
広告サイズ・値段
97mm×250mm：150,000円
97mm×123mm：75,000円
97mm×60mm：37,500円
47mm×60mm：18,750円
※別途制作費などが必要です。
問合せ先 広報交流課 ☎072-433-7231

◆広告代理店
○合同会社IM総合企画 ☎072-275-5449
○株式会社宣成社 ☎06-6222-6888
○株式会社阪奈宣伝社 ☎06-6214-5583
○株式会社ホープ ☎092-716-1404

広告

◆歯科健康診査(無料) 歯科健康診査のお知らせを4月下旬～5月上旬に送付します。年度途中に75歳になるかたには誕生日の翌月に送付します。年度内に指定の歯科医院で歯科健康診査(1回)を受けることができます。

◆健康診査(無料) 受診券を4月下旬～5月上旬に送付します。年度途中に75歳になるかたには誕生日の翌月に送付します。年度内に、指定医療機関で健康診査(1回)を受けることができます。

◆人間ドック 被保険者を対象に2万6000円を限度として、人間ドック受診費用の一部を助成します。申請は年度内で1回限りです。助成金で口座振込で後日支給します。持物 人間ドックの領収書、検査結果通知書、被保険者の証、口座情報がわかるもの、印鑑

申請・問合せ先 市高齢介護課 ☎072-433-7040、府後期高齢者医療広域連合 ☎06-4790-2031

